令和7年(ネ)第 号 損害賠償請求控訴事件 控 訴 人

被控訴人 ENEOS株式会社

控訴答弁書

令和7年7月10日

東京高等裁判所第7民事部 御中



目 次

| 控訴の趣旨に対する | 5答弁4 |
|-----------|-----------------------------------|
| 控訴理由に対する反 | ෭ 論4 |
| 第1 緒 言 | 4 |
| 第2 控訴理由書に | こおける控訴人の主張に対する認否4 |
| 第2-1 控訴理由 | 1書第1(はじめに)(2頁)について4 |
| 第2-2 第2(控 | E訴の理由) (2頁以下) について5 |
| 1 第2の1 | (「調査結果等の通知」は法的義務であること)(2頁以下)につ |
| いて | 5 |
| (1) 第2の1 | (1)(「調査結果等の通知」は…義務である)(2頁以下)につ |
| いて | 5 |
| (2) 第2の1 | (2)(本件規程の解釈…義務及び責任)(3頁)について7 |
| (3) 第2の1 | (3)(実名を開示して…合理的期待の形成)(4頁)について…9 |
| (4) 第2の1 | (4)(被控訴人等の対外的表明による合理的期待の形成)(4頁 |
| 以下) に | こついて10 |
| (5) 第2の1 | (5)(小括)(7頁)について12 |
| 2 第2の2 (| (「調査結果等の通知」に違反する行為の存在)(7頁以下)につ |
| いて | |
| (1) 第2の2 | 2(1)(一審判決の読み替えによる誤り)(7頁以下)について.13 |
| (2) 第2の2 | 2(2)(通知義務は契約違反及びその違反のおそれにも及ぶ)(8 |
| 頁以下) | について |
| (3) 第2の2 | 2(3)(本件返金措置及び本件契約締結は…対応策等である)(9 |
| 頁) につ | かいて15 |
| (4) 第2の2 | (4) (本件規程に基づく…不通知)(9頁以下)について 16 |
| (5) 第2の2 | 2(5) (小括) (11頁) について18 |
| 3 第2の3(| 「調査結果等の通知」に違反する行為が控訴人に及ぼした影響) |

| | | (11頁以下) について | . 18 |
|----|-----------|------------------------------------|------|
| | (1) | 第2の3(1)(控訴人の認められるべき法的利益)(11頁以下)につい | ` |
| | | T | . 18 |
| | (2) | 第2の3(2)(控訴人の法的利益の侵害)(12頁)について | . 19 |
| | (3) | 第2の3(3)(控訴人の心理的安全性の侵害)(12頁以下)について | . 20 |
| | (4) | 第2の3(4)(小括)(13頁)について | . 20 |
| 第2 | -3 | 第3(結論)(13頁) について | . 20 |
| 第2 | -4 | 第4(控訴人の主張と一審判決の解釈との相違について)(13頁以下) |) KZ |
| | つ | いて | . 20 |
| 第3 | 結 | 語 | . 21 |

控訴の趣旨に対する答弁

- 1 控訴人の控訴をいずれも棄却する。
- 2 控訴費用は、控訴人の負担とする。

との判決を求める。

控訴理由に対する反論

第1 緒 言

本書に用いる用語の意味は、本書に別段の定義のない限り、被控訴人(原審被告)が原審において提出した主張書面に定義するところによる。

第2 控訴理由書における控訴人の主張に対する認否

控訴人の令和7年6月6日付の「控訴理由書」(以下「**控訴理由書**」という。)に おける控訴人の主張に対する被控訴人の認否は、以下のとおりである。

第2-1 控訴理由書第1(はじめに)(2頁)について

第2段落(「被控訴人が」以下)は、概ね認める。

被控訴人が控訴人に対して懲戒処分に該当する可能性がある旨の通知をしたのは、何よりも、控訴人が原審において被控訴人の社内規程及び業務上の電子メール等を書証として提出したことが、「業務上知り得た世間一般に公表されていない会社情報を記載した文書等を、会社施設および会社 PC を用いて印刷し、社外に持ち出したうえで、私的な目的で利用し、第三者に開示したこと」に該当するため、被控訴人の社内規程に違反する可能性があるためである。

第2-2 第2(控訴の理由)(2頁以下)について

- 1 第2の1 (「調査結果等の通知」は法的義務であること)(2頁以下)について
- (1)第2の1(1)(「調査結果等の通知」は…義務である)(2頁以下)について
 - ア 第1段落(「一審判決は」以下)(2頁)について 認める。
 - イ 第2段落(「しかしながら」以下)(2頁)について 争う。

まず、不利益取扱いの禁止については、確かに、公益通報者保護法の一部を 改正する法律(令和2年法律第51号・令和4年6月1日施行)による改正前 の公益通報者保護法も同改正後の公益通報者保護法も、事業者が公益通報者に 対して不利益な取扱いをすることを禁止しており(同法第5条)、公益通報者 に対する不利益取扱いの禁止は、公益通報者保護法に基づく事業者の義務であ るといえる。

他方、調査結果・是正措置の通知については、確かに、令和4年改正後の公益通報者保護法は、「事業者は、…公益通報に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置をとらなければならない。」と定め(同法第11条第2項)、同法の指針(注1)(以下「令和4年改正後指針」という。)も、同法第11条第2項関係の指針として、是正措置等の通知に関する措置は、

注1 「公益通報者保護法第11条第1項及び第2項の規定に基づき事業者がとるべき措置 に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針」(令和3年8月20日内閣 府告示第118号)

「書面により内部公益通報を受けた場合において、当該内部公益通報に係る通 報対象事実の中止その他是正に必要な措置をとったときはその旨を、当該内部 公益通報に係る通報対象事実がないときはその旨を、…当該内部公益通報を 行った者に対し、速やかに通知する。」と定めてはいる(令和4年改正後指針 第4の3(2)・3頁)。しかし、本件通報及び追加通報並びにこれらに係る調査 結果の回答又は通知は、公益通報者保護法の令和4年改正前になされたもので あるところ、令和4年改正前の公益通報者保護法には、令和4年改正後の同法 の第11条第2項に相当する規定はなく、「書面により公益通報者から第3条 第1号に定める公益通報をされた事業者は、当該公益通報に係る通報対象事実 の中止その他是正のために必要と認める措置をとったときはその旨を、当該公 益通報に係る通報対象事実がないときはその旨を、当該公益通報者に対し、遅 滞なく、通知するよう努めなければならない。」(注2)と定めるにとどまるし (同法第9条)、令和4年改正前の公益通報者保護法のガイドライン(注3) (以下「令和4年改正前ガイドライン」という。)においても、調査に係る通知 については、「調査中は、調査の進捗状況について、…適宜、通報者に通知する とともに、…通報者に対して、その調査結果を通知するよう努めることが必要 である。」とし、是正措置に係る通知については、「是正措置の完了後、…速や かに通報者に対して、その是正結果を通知するよう努めることが必要である。」 とするにとどまっている(令和4年改正前ガイドラインⅡ.3.(2)・7頁)。す なわち、本件通報及び追加通報との関係では、法律上、調査結果・是正措置に 関する通知は、事業者の努力義務であるにとどまる。

注2 傍点は、被控訴人代理人による。以下同じ。

注3 消費者庁の平成28年12月9日付「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン」

ウ 第3段落(「加えて」以下)(2頁)について 認める。

ただし、被控訴人の親会社であるENEOSホールディングス株式会社(以下「ENEOSHD」という。)がそのウェブサイトにおいて控訴人の指摘する公表をしたのは、令和5年9月以降であり、本件通報及び追加通報並びにこれらに係る調査結果の回答又は通知は、かかる公表の前になされたものである。

エ 第4段落(「このような」以下)(3頁)について

「公益通報者保護法、法定指針、指針の解説及び民間事業者向けガイドライン」というのが、本件通報及び追加通報並びにこれらに係る調査結果の回答又は通知に適用のある本件規程が制定された当時のものを意味するという前提で、認める。

オ 第5段落(「したがって」以下)(3頁)について 争う。

理由は、前記イに述べたとおりである。

- (2) 第2の1(2) (本件規程の解釈…義務及び責任)(3頁)について
 - ア 第1段落 (「前記(1)で述べたとおり」以下) (3頁) について 認める。
 - イ 第2段落(「したがって」以下)(3頁)について 争う。

理由は、前記(1)イに述べたとおりである。

ウ 第3段落(「そして」以下)(3頁)について

令和4年改正後法定指針の解説(注4)(以下「**令和4年改正後指針解説**」という。)に控訴人の主張する記載があることについては、認める。

ただし、令和4年改正後指針解説の冒頭にも、「本解説は、『公益通報者保護法の一部を改正する法律』(令和2年法律第51号)の施行時から適用される。」と明記されているところ、前記(1)イにも述べたとおり、本件通報及び追加通報並びにこれらに係る調査結果の回答又は通知は、令和4年改正後指針解説の適用前になされたものである。

エ 第4段落(「さらに」以下)(3頁)について

認める。

ただし、原告のいう被控訴人が原告のいう「従業員向け制度説明資料」において「責任ある調査・フィードバッグ」の実施を記載していたのは、令和2年4月以降であり、本件通報及び追加通報並びにこれらに係る調査結果の回答又は通知は、かかる記載がなされる前になされたものであるし、現在は(控訴理由書提出日時点でも)、当該記載は存在しない。

オ 第5段落(「以上のとおり」以下)(3頁)について

争う。

従業員向けの内部通報制度の説明資料に「責任ある調査・フィードバック」 との記載があったことは、被控訴人が、通報者に対し、「調査・フィードバック」の懈怠が直ちに債務不履行又は不法行為を構成するような義務及び責任を 負わせたものとは解されない。

注4 消費者庁の令和3年10月付「公益通報者保護法に基づく指針(令和3年内閣府告示第 118号)の解説」

- (3) 第2の1(3) (実名を開示して…合理的期待の形成) (4頁) について
 - ア 第1段落(「従業員向け制度説明資料には」以下)(4頁)について 認める。

ただし、前記(2)工にも述べたとおり、原告のいう被控訴人が原告のいう「従業員向け制度説明資料」において「責任ある調査・フィードバッグ」の実施を記載していたのは、令和2年4月以降であり、本件通報及び追加通報並びにこれらに係る調査結果の回答又は通知は、かかる記載がなされる前になされたものであるし、現在は(控訴理由書提出日時点でも)、当該記載は存在しない。

イ 第2段落(「さらに」以下)(4頁)について 認める。

ただし、前記(1)ウにも述べたとおり、本件通報及び追加通報並びにこれらに係る調査結果の回答又は通知は、控訴人の指摘するENEOSHDによる「対外的公表」の前になされたものである。

- ウ 第3段落(「本件規程3.6(1)にも」以下)(4頁)について 認める。
- エ 第4段落(「このように」以下)(4頁) について 認める。
- オ 第5段落(「したがって」以下)(4頁) について 争う。

通報者があえて実名を開示して内部通報を行うのは、控訴人の主張するような「期待」に基づくものであるとは限らない。

カ 第6段落(「仮に」以下)(4頁)について 争う。

通報者があえて実名を開示して内部通報を行うのは、控訴人の主張するような「動機」によるものとは限らない。

- (4) 第2の1(4)(被控訴人等の対外的表明による合理的期待の形成)(4頁以下)に ついて
 - ア 第2の1(4)ア(被控訴人等が表明する「ガバナンス・コードの実践」について (4頁以下)について
 - (ア)第1段落(「被控訴人等は」以下)(5頁)について 「被控訴人等」がENEOSHDのみを意味するとの前提で、認める。
 - (イ) 第2段落(「そして」以下)(5頁) について 認める。

ただし、消費者庁の公表している「公益通報ハンドブック」は、令和4年 6月に発行されたものであり、令和4年改正後公益通報保護法に準拠したも のである。

(ウ) 第3段落(「したがって」以下)(5頁) について 争う。

コーポレートガバナンス・コード(以下「CGコード」という。)は、株式会社東京証券取引所が定める企業がコーポレートガバナンスを実現するための指針として位置付けられているガイドラインであって、法的拘束力はなく、CGコードの各原則を実施しない場合でも、直ちに罰則が適用されるこ

とはなく、その理由をガバナンス報告書において説明することが上場規則で 求められ、実施しない場合の理由の説明を行わない場合には、公表措置等の 対象となる可能性があるというにとどまるものである(注5)。

- イ 第2の1(4)イ(被控訴人等が表明する「コンプライアンスの徹底」について) (5頁)について
 - (ア) 第1段落(「被控訴人等及び」以下)(5頁)について

「被控訴人等」がENEOSHDのみを意味するとの前提で、認める。

ただし、「コンプライアンスの徹底」に関し、ENEOSHDが「コミットメント」を社外に公表したのは、令和5年以降のことであり(注6)、ENEOSHDの社長・役員が「コミットメント」を社内(グループ内)に公表したのは、被告準備書面(5)第4の2(3)(19頁)に述べたとおり、令和6年7月のことであるから、控訴人のいう「コミットメント」がこれらの公表を意味しているとすれば、本件通報及び追加通報並びにこれらに係る調査結果の回答又は通知は、これらの公表の前になされたものである。

- (イ) 第2段落(「さらに」以下)(5頁) について 認める。
- (ウ) 第3段落(したがって」以下)(5頁)について 特に争わない。

注5 https://faq.jpx.co.jp/disclo/tse/web/knowledge6921.html

注6 ENEOSHDの令和5年(2023年)2月27日付「人権尊重・コンプライアンス に関する取組みの強化・再徹底について」、令和6年(2024年)2月28日付「コン プライアンスに関する取組みの再徹底に係る進捗について」

ただし、控訴人のいう「期待」が、法的保護に値する期待であるかは別論 である。

- ウ 第2の1(4)ウ(被控訴人等が表明する「心理的安全性の確保」について)(5 頁以下)について
 - (ア)第1段落(「被控訴人等及びその社長は」以下)(6頁)について 認める。
 - (イ) 第2段落(「職場における」以下)(6頁) について 認める。
 - (ウ) 第3段落(「また」以下)(6頁)について」 認める。
 - (エ) 第4段落 (「このように」以下) (6頁以下) について 特に争わない。

ただし、控訴人のいう「期待」が、法的保護に値する期待であるかは別論 である。

- エ 第2の1(4)エ(合理的期待の形成)(7頁)について 争う。
- (5) 第2の1(5)(小括)(7頁)について 争う。

- 2 第2の2(「調査結果等の通知」に違反する行為の存在)(7頁以下)について
- (1) 第2の2(1) (一審判決の読み替えによる誤り) (7頁以下) について
 - ア 第1段落(「一審判決は」以下)(7頁)について 認める。
 - イ 第2段落(「しかしながら」以下)(7頁) について 否認する。

原審においては、控訴人(原審原告)は、本件通報は、「〔被控訴人(原審被告)が〕本件豪州企業に対して本件GSTを支払う手続を行った事実」(注7)を含むものと主張し(注8)、被控訴人(原審被告)も、本件通報は、「被告〔被控訴人〕が…本件豪州企業…との取引に関して支払った金額に同国の…GST…が含まれていたことなどについて、内部通報…を行った」ものと主張していたのであるし(注9)、被控訴人(原審被告)は、本件通報に係る調査結果報告(本件調査報告)の内容が、「コンプライアンス違反ではない」とするものであったと主張し(注10)、控訴人(原審原告)も、これを争ってはいなかったのである。とすれば、控訴人(原審原告)及び被控訴人(原審被告)のいずれも、原審において、本件通報に係る調査結果報告(本件調査報告)について、被控訴人がGSTを支払ったことを「コンプライアンス違反となる事項ではない」と判断したものであると主張していたとしかいいようがない。

注7 亀甲括弧内は、被控訴人代理人による。以下同じ。

注8 訴状第2の4(4)第1段落(3頁)

注9 答弁書第3の1第1段落②(6頁)

注10 答弁書第3の5第2段落(12頁)

- ウ 第3段落(「加えて」以下)(7頁以下) について 認める。
- エ 第4段落(「さらに」以下)(8頁)について 否認する。

本件調査報告において「コンプライアンス違反となる事項ではない」と判断されたのは、本件通報に係る通報情報、すなわち、本件通報に係る通報用フォーム(乙第2号証)に記載された情報及びその後に原告が調査補助者に提供した情報のうち、「不正行為等」(に該当するか否かが問題となる行為)の内容たる情報(注11)である。

オ 第5段落(「したがって」以下(8頁) について 争う。

理由は、前記イに述べたとおりである。

- カ 第6段落(「一審判決は」以下)(8頁)について 争う。
- キ 第7段落(「また」以下)(8頁)について 争う。
- ク 第8段落(「ちなみに」以下)(8頁)について 趣旨不明であるが、本件の争点でないとのことであるため、特に認否しない。

注11 基本的には、通報用フォーム(乙第2号証)の「法令等違反の具体的な内容」の欄に記載された情報である。

(2) 第2の2(2) (通知義務は契約違反及びその違反のおそれにも及ぶ) (8 頁以下) について 認める。

- (3)第2の2(3)(本件返金措置及び本件契約締結は…対応策等である)(9頁)について
 - ア 第1段落(「控訴人は」以下)(9頁)について 認める。
 - イ 第2段落(「そして」以下)(9頁) について 争う。
 - ウ 第3段落(「被控訴人は」以下)(9頁)について 認める。
 - エ 第4段落(「その後」以下)(9頁)について 認める。
 - オ 第5段落(「さらに」以下)(9頁)について 認める。

控訴人のいう「本件取引先」との新たな契約において、従前の契約になかった新たな契約条項が定められたのは、本件通報又はこれに関する控訴人と被控

訴人との遣り取りを契機とするわけではない。

- キ 第7段落(「以上の経緯からすれば」以下)(9頁)について 争う。
- (4) 第2の2(4) (本件規程に基づく…不通知) (9頁以下) について
 - ア 第1段落(「前記1(2)で」以下)(9頁以下)について 認める。

ただし、前記1(2)ウに述べたとおり、本件通報及び追加通報並びにこれらに係る調査結果の回答又は通知は、令和4年改正後指針解説の適用前になされたものである。

- イ 第2段落(「そして」以下)(10頁) について 認める。
- ウ 第3段落(「また、同3.9は」以下)(10頁)について 認める。
- エ 第4段落(「したがって」以下)(10頁) について 争う。
- オ 第5段落(「しかし」以下)(10頁)について

被控訴人が調査報告において是正措置及び再発防止策又は対応策を通知しなかったことについては、認めるが、その余については、否認する。

本件調査報告において、「コンプライアンス違反となる事項ではない」と判

断した対象事項は、本件通報に係る通報情報、すなわち、本件通報に係る通報 用フォーム(乙第2号証)に記載された情報及びその後に原告が調査補助者に 提供した情報のうち、「不正行為等」(に該当するか否かが問題となる行為)の 内容たる情報にほかならない。

また、本件通報に関する調査結果は、「法令等に違反する事実が確認された場合」又は「法令等に違反するおそれのある事実が確認された場合」のいずれでもなかったのであるから、本件通報について、本件規程3.6(1)イに基づく是正措置及び再発防止策の通知並びに本件規程3.6(1)ウに基づく対応策の通知は必要でない。

カ 第6段落(「本件返金措置については」以下)(10頁)について

控訴人のいう「本件メール」(原審における控訴人(原審原告)のいう「本件部長報告」)(甲第20号証の1)の存在及びその内容は認めるが、その余は不知である。

なお、甲第20号証の1の電子メールは、控訴人の所属していた部署の担当者が当該部署の部長に対して業務に関して報告をしたものに過ぎず、被控訴人 又は被控訴人の調査補助者が控訴人に対して本件通報に関して通知又は情報 共有をしたものではない。

- キ 第7段落(「なお」以下)(10頁) について 認める。
- ク 第8段落 (「また、既に述べたとおり」以下) (10頁) について 認める。

ケ 第9段落(「ちなみに」以下)(10頁以下)について

一審判決が「調査結果等に対する不服申立てに関する規定が置かれていない」と判示したこと、本件規程3.9が「フォローアップの実施」について規定していること、被控訴人が本件通報及び追加通報に係る調査結果報告の中では本件規程3.6(1)エに基づく通知を行っていないことについては、それぞれ認めるが、その余については、争う。

(5) 第2の2(5) (小括) (11頁) について

- ア 第1段落(「以上により」以下)(11頁)について 争う。
- イ 第2段落(「被控訴人は」以下)(11頁)について

被控訴人が調査報告において是正措置及び再発防止策又は対応策を通知しなかったことについては、認めるが、その余については、否認する。

- ウ 第3段落(「したがって」以下)(11頁)について 争う。
- 3 第2の3(「調査結果等の通知」に違反する行為が控訴人に及ぼした影響)(11 頁以下)について
- (1) 第2の3(1)(控訴人の認められるべき法的利益)(11頁以下)について
 - ア 第1段落(「従業員向け制度説明資料には」以下)(11頁)について 認める。

- イ 第2段落(「本件GST支払は」以下)(12頁)について 認める。
- ウ 第3段落(「控訴人は」以下)(12頁)について 不知である。
- エ 第4段落(「控訴人にとっては」以下)(12頁)について

第1文(「控訴人にとっては」以下)は、一般論としては認め、第2文(「そして」以下)は、控訴人が「あえて実名を開示」した動機としては不知である。

オ 第5段落(「前記2の(3)で」以下)(12頁) について 争う。

前記 2(4) 才にも述べたとおり、本件通報に関する調査結果は、「法令等に違反する事実が確認された場合」又は「法令等に違反するおそれのある事実が確認された場合」のいずれでもなかったのであるから、本件通報について、本件規程 3.6(1) イに基づく是正措置及び再発防止策の通知並びに本件規程 3.6(1) ウに基づく対応策の通知は必要でなく、したがって、控訴人には、そのような通知を受ける法的な保護に値する利益はない。

- (2) 第2の3(2) (控訴人の法的利益の侵害) (12頁) について
 - ア 第1段落(「本件調査報告のその後」以下)(12頁)について 認める。
 - イ 第2段落(「しかし」以下)(12頁)について

被控訴人が控訴人に対して原告のいう「本件返金措置」及び「本件契約締結」

を通知しなかったことについては、認める。

ウ 第3段落(「このように」以下)(12頁)について 争う。

前記(1)に述べたとおり、控訴人には、本件通報について、本件規程3.6(1) イに基づく是正措置及び再発防止策の通知並びに本件規程3.6(1)ウに基づく対応策の通知を受ける法的な保護に値する利益はないのであるから、そのような利益が侵害されていることもない。

- (3) 第2の3(3)(控訴人の心理的安全性の侵害)(12頁以下)について
 - ア 第1段落 (「前記1(4)ウで」以下) (12頁以下) について 一般論としては認める。
 - イ 第2段落(「被控訴人は」以下)(13頁)について

第1文(「被控訴人は」以下)は否認し、第2文(「このような」以下)は争う。

- (4)第2の3(4)(小括)(13頁)について争う。
- 第2-3 第3 (結論) (13頁) について争う。
- 第2-4 第4(控訴人の主張と一審判決の解釈との相違について)(13頁以下)

について

特に認否しない。

第3 結 語

以上のとおり、控訴人の主張には全く理由がなく、原判決の判断は正当であるから、本件控訴は速やかに棄却されるべきである。

以上